◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七七号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（附則第三条及び別表関係）

2　俸給月額の改定は、令和五年四月一日に遡って行うこととした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七八号）（防衛省）

1　営外手当の月額を六、六八〇円とすることとした。（第一八条第二項関係）

2　自衛隊法第四五条の二第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される一二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ一〇〇分の七〇等及び一〇〇分の五〇等とすることとした。（第一八条の二第一項関係）

3　常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

4　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（第二四条の二第二項、第二五条第二項、第二五条の二第二項、別表第一及び別表第二関係）

5　一般職の国家公務員の例に準じて在宅勤務等手当を新設することとした。（第一四条第一項、第二二条の二第一項及び第二七条第二項関係）

6　再任用職員に支給される六月期及び一二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ一〇〇分の六八・七五等及び一〇〇分の四八・七五等とすることとした。（第一八条の二第一項関係）

7　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七〇とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

8　その他この法律の施行に関し必要な措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

9　この法律は、公布の日から施行し、1及び4は、令和五年四月一日に遡って適用することとした。ただし、5から7までは、令和六年四月一日から施行することとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三三号）（国土交通省）

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二四号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三三四号）（国土交通省）

一　海上運送法施行令の一部改正関係

地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う国土交通大臣の職権に、海上運送法第二章の二第一節（第三二条の三第二項から第四項まで及び第三二条の七第二項から第四項までを除く。）に規定する職権を追加することとした。（第四条関係）

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正関係

1　登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期間を三年とすることとした。（第七条関係）

2　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二三条の二八の規定による登録特定操縦免許講習機関等に関する技術的読替えを定めることとした。（第八条関係）

3　履歴限定をした特定操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における乗船基準は、その乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであることとした。（第一二条関係）

三　経過措置

海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第五項に規定する国土交通大臣の権限は、小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行うものとすることとした。（第五条関係）

四　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。